

『熱田大宮司千秋家譜』について

皇學館大學兼任講師
皇學館大學史料編纂所研究嘱託

藤本元啓

一

尾張國熱田社は代々尾張氏によつて大宮司職が世襲されていたが、十二世紀初頭に藤原南家の一流にこれが移行した。以後明治九年（一八七六）千秋季福が没するまでの間、大宮司はこの藤原氏一門から輩出し、尾張氏は祝詞師としての田島氏、惣檢校としての馬場氏が、ともに権宮司として社務を掌つたのである。この大宮司家の遺した文書記録類は、明治四十一年に設置された名古屋市史編纂係による名古屋市史資料本、『熱田神宮文書』千秋家文書上中下巻、『熱田神宮史料』によつて、その大略を知ることができる。また昭和二十年の戦災で焼失した数千点の文書類は、戦前小島鉢作博士によつてカード目録が作成されており、そのうち現存する一五八三点が千秋家文書下巻に収められ参考になる。これらの史料が貴重であることは言を俟たないが、一方これらのみでは大宮司家の歴史は断片的な解明しか期待できない。特に織豊期より前代の史料に至つては、その数僅少といわざるを得ないのである。

そこで参考となるのが大宮司家の系図類である。その代表的なものを成立順に記すと、①『園太曆』貞和二年（一三四六）十一月廿一日条所載の略系図、②『尊卑分脈』貞嗣卿孫熱田大宮司流、③『雜書並系図』、④『熱田大宮司

千秋系図⁽²⁾」、⑤『熱田大宮司千秋家譜⁽³⁾』、⑥『大宮司系譜⁽⁴⁾』、⑦『系図纂要』(ア)藤原朝臣姓熱田大宮司、(イ)尾張宿祢姓⁽⁵⁾、⑧『熱田大宮司千秋家系⁽⁵⁾』等がある。これらの系図を活用して大宮司家の歴史を補うことは可能であるが、勿論それは部分的であって、しかも系図という性質上、史料的限界を有することは否定できない。

ここで検討する『熱田大宮司千秋家譜』(以下『家譜』)は人物に関する註記が豊富で、①～④の系図や他の史料にみることができない独自の記述があり、⑥～⑧の系図の範となつたものである。旧稿において中世期大宮司家の動静を武家の側面から眺めたことがある。その際に問題となるのが『家譜』の記事の傍証であったが、その多くは困難なものであった。そこで本稿では『家譜』の成立事情について考察し、中世期部分については同時期の『尊卑分脈』と対比し、これまで判明した範囲で記事の出典を報告しておきたい。

なお参考のために、神名・人名のみを記した『家譜』を八二～八三頁に掲げておくことにする。また本文中の世代数は、藤原季範を初代とする。

一

まず先に記した諸系図、特に①～⑤について簡潔に述べておこう。管見に入つた系図の中で成立年代の最も古いものは、洞院公賢の日記①『園太曆』貞和二年(一二三四六)十二月廿一日条所載の略系図である。この系図は、このとき大宮司職を競望した一門四人の銘擬の参考として用いられたもので、藤原氏初代の大宮司季範より始め、この時点まで大宮司を輩出している流、つまり『家譜』の④系列範忠流(『家譜』は季忠とするが、以下範忠で統一する)・⑤系列範信流・⑥系列範昌流⁽⁶⁾の三流が記されている(以上各系列は本稿所載『家譜』参照、以下特に断わらない)。歴代大宮司は右肩に点が付され、四人の競望者には左肩にそれがあるが、その他官位官職等の註記は全くない。公賢の孫公定は②『尊卑分脈』を編纂したが、彼が①を参照したことはまず疑いなかろうし、大宮司家から諸史料の提出もあつたであ

〔熱田大宮司千秋家譜〕

天照太神—正哉吾勝々速日天忍穗耳尊

天津彦々火瓊々杵尊 天照國照彥火明櫛玉饒速日尊
宇摩志摩治命 天忍男命 健額赤命 天香語山命 天忍人命 濱津世襲命

天香語山命——天忍人命——瀛津世襲命
宇摩志摩治命——天忍男命——健額赤命——建箇草命

建田背命—建諸隈命—倭得玉命—弟彦命—深夜別命

弟彦命—彦与曾命—大縫命—建稻種命—尾治忠命—尾治刀彦—弟真根—寿句梨香

小縫命—乎止与命 小止女命
尾綱根命

己巳雄
荒坂与針米

常兄——檣鈴彥——女子

仲永—永時—連仲—維連—金連—勝連—吉次—喜宣—喜緒—喜茂—有光—千光—千次—員胤—員信

員職一季宗

季忠
忠季
忠兼
忠成
忠茂
元茂

甲子

時光—歸庄—經庄

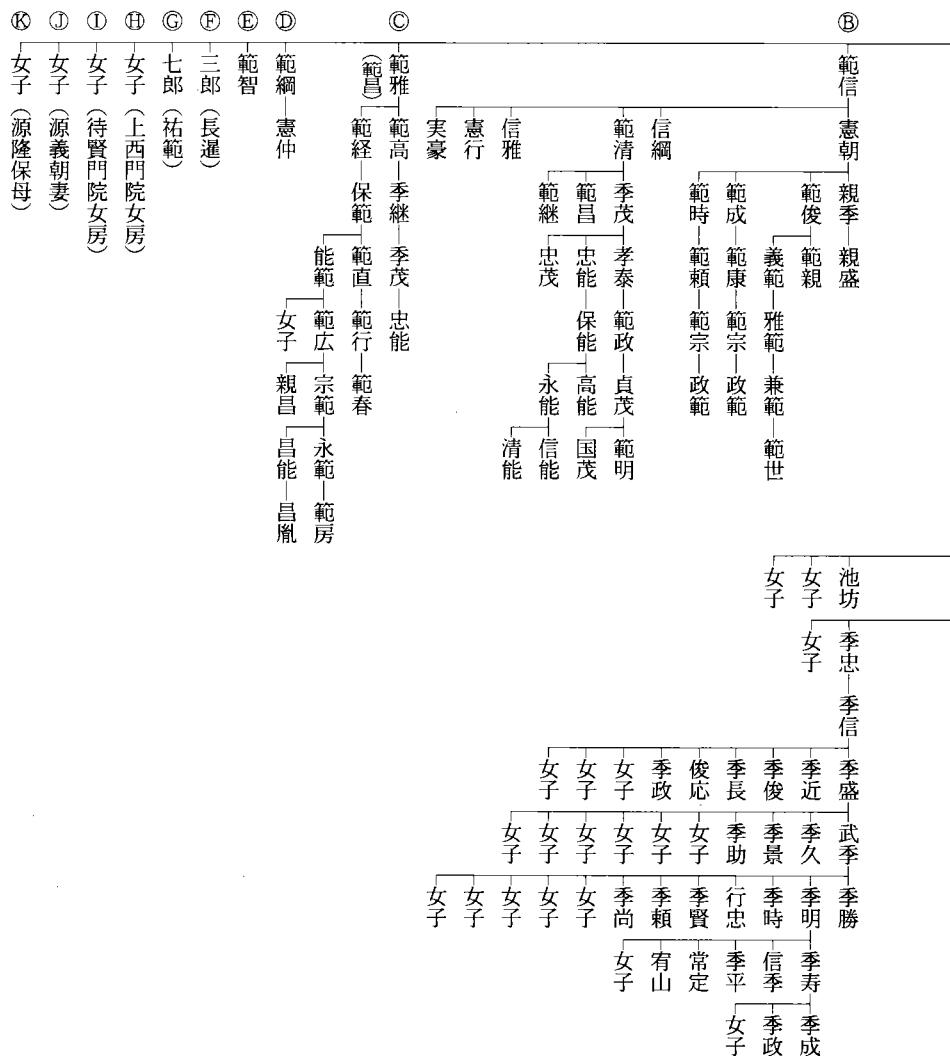
忌忌

行庄

季範

勝季—政範—高季—晴範
季國—季通—季平—季光—季直—季重

定季
季広



ろう。『尊卑分脈』はその後増補されているが、江戸期に入るまでの間には他の大宮司家関係の系図を見出せない。

ただ元禄年間（一六八八～一七〇四）から享保十八年（一七三三）にかけて天野信景^{（あまのひでかげ）}が著した『塩尻』に、

四郎季忠、別腹の兄千秋五郎季重と家督を争ひしが、信長公、五郎が大宮司職を解して追出に及びし時、家伝の

旧記多くは散亡せしとか^{（7）}や、

とあり、天正二、三年（一五七四～五）頃、「家伝の旧記」が多く散佚したよう^{（8）}で、この中には大宮司家に伝来していた系図類も含まれていた可能性は多分にあるう。

江戸期に入ると系図の作成が盛んになるが、現在に伝わるものとしては、まず千秋家旧蔵の③『雜書並系図』がある。これに収められた系図は、藤原鎌足より始め千秋季通までを記しているが、『尊卑分脈』と重なる部分はこれを写し、千秋高季の兄弟季国流を新たに作成したものと考えられる。成立は季通の父季明の註記にみえる最末記事が寛文十年（一六七〇）で、かつ貞享三年（一六八六）の幕府直轄の遷宮に大宮司として奉仕したにもかかわらずその記事がないことから、この間とみてよい。^{（9）}

これに続くものが④『熱田大宮司千秋系図』である。この系図は元禄七年（一六九四）六月十五日、季通が同家の所持する文書記録等七十四通を書きまして、尾張藩寺社奉行に提出した『元禄七年熱田大宮司家記録^{（10）}』に収められている。内容は③とほとんど一致しており、③に貞享三年の遷宮記事と元禄五年の季通叙任記事とを加筆したものと思われる。

さて⑤『家譜』は天照大神に始まり、尾張氏・藤原氏を経て、元禄十六年から享保十年の間大宮司職にあった千秋季成の正徳三年（一七一三）に至るまでの神・人物二百三十三人の実名・幼名・仮名・異名・法名・母名・官位・官職・大宮司補任年紀・在職期間・事跡等を記したものである。これは縦三一・五センチ、横二二・七センチ、一筆で記された墨付五十枚の袋綴一冊で、外題に「大宮司家譜」とあり、隨所に附箋・貼紙による註記がみられる。成立は

正徳三年六月、季成が徳川家継將軍宣下賀祝のため江戸に下向したことが最末記事であることから、ほぼこの頃に近い時期と考えられる。

この『家譜』は、先に記した①～④の系図と著しく異なる特徴がある。第一は、①～④の系図の書出が藤原鎌足（③④）・藤原季範（①②）という藤原氏であるのに対して、『家譜』は天照大神から尾張氏を経て季範に結び付けるといふ、尾張氏の系図を採用していることである。第二は、江戸期を通して大宮司であった千秋氏を①～④の系図は⑧系列範忠流としているのに対し、『家譜』は⑧系列範忠流としていることである。第三は、③④の系図からみえる季国（江戸期大宮司家の祖）が高季の兄弟となっているのに対し、『家譜』では高季の祖父勝季の兄弟となっていることである。第四は、①～④の系図に比べて、『家譜』の人物註記が著しく豊富なことである。③④の系図は②の註記をほとんどそのまま受け継いでいるが、⑥⑧の系図は『家譜』との共通点が多い。このように大宮司家の系図は、①～④の『尊卑分脈』系と⑤⑥⑧の『家譜』系とに大別することができる。残る⑦は一本の系図が収めてあり、(ア)は『尊卑分脈』系に、(イ)は『家譜』系に属する。以上によって、江戸期に入つてから元禄頃までは『尊卑分脈』系、以後は『家譜』系の系図が作成されるようになつたことが確認されるのである。

三

ところで、『家譜』の成立が正徳三年（一七一三）に近い時期とするにしても、このとき全く新たに作成されたのであるうか、また『家譜』系の祖本のようなものが存在したのであるうか。そこで『家譜』の神代から尾張氏の間について、若干検討してみよう。

『家譜』の天照大神から尾張氏最後の大宮司員職までを通覽すると、これを作成するにあたり参考にしたと思われるものとして、種々の類似点から『先代旧事本紀』卷五天孫本紀・卷十国造本紀をあげることができよう。しかし、

これには日本武尊の妃となつた小止女命（宮賣媛）がみえないこと、尾張忠命以下の人物に比定すべき人物が少ないと等から、『先代旧事本紀』のみを参考にしたとは考え難い。そこで注目したいのが、祝詞師田島家に伝わる尾張氏の所伝を記した系図である。同家には種々の系図が伝わっているが、ここでは『熱田祝師尾張宿祢田島氏系譜^[1]』と『田島家譜^[2]』とをあげておきたい。前者は田中卓博士によつて信憑性の高い古系図を新写書継ぎしたものと評価された系図^[3]で、天火明命から始め神代部分では『家譜』との間に系線の異同はあるものの類似する部分があり、小止女命が記されている等『先代旧事本紀』にみえない部分がある。後者は尾張忠命の末孫稻君（『家譜』は稻置見）以下員信（員職父）までの二十一名の人物のうち、二人を除いて『家譜』との異同はみられない。このように、『家譜』は田島家（尾張氏）の所伝を用いたことが明らかであるが、特に後者には稻君から員胤（員信父）までを記した後に、「是迄之古証文ハ元禄十二卯之年中ニ大宮司治部依所望借ス、其後不返、大宮司方ニ有リ」との註記があり、これを裏付けるのである。以上のことから、『家譜』の神代から員職までの尾張氏に係わる部分は、『先代旧事本紀』の中央での所伝、および田島家の所伝を主に用いて、新しく尾張氏の系譜が作成されたと考えて大過ないであろう。

員職以前の部分が新しく作成されたとしても、これに続く藤原氏つまり季範以降も新たに作成されたのであろうか。そこで『家譜』を検討すると、一、二、三の注目すべき註記が認められるので、次にあげておきたい。

〔親昌○系列第七世代〕

建武四年正月、先帝官軍到着于尾張國、摂津大宮司入道源雄率五百余騎馳加、

〔満範①系列第十二世代〕

応永四・五年任之、近代天下乱世未静治、

〔秀明①系列第二十二世代〕

大宮司官位叙任、自中古乱世至于近代。中絶、（中略）。近世天正二・三年季信依于幼齡、為介抱祝師傍附于季信左、

親昌の項の註記は、『太平記』卷第十九の「国司顯家卿以下、正月八日鎌倉ヲ立テ、(中略)前陣已ニ尾張國ノ熱田ニ著ケレバ、接津大宮司入道源雄、五百余騎ニテ馳付」に符合する部分で、「先帝」とは後醍醐天皇のことである。

天皇の崩御が延元四年（暦応二・一三三九）であることから、この註記は南朝の立場からすれば後村上天皇在世の延元四年から正平二十三年（応安元・一三六八）までの間、また北朝の立場からすると光明天皇在世の建武五年（延元三・一三三八）から貞和四年（正平三・一三四八）の間の記録がもととなり、『家譜』作成時に『太平記』の記事と結び付けられたと考えることは可能であろう。次に満範の項にみえる註記「近代」は、すでに上村喜久子氏が述べられたよう⁽¹⁴⁾に、「応永四・五年任之」とある年紀から、季範以降満範以前の部分が遅くとも十五世紀前半頃までには作成されたものと考えることもできる。さらに万治二年（一六五九）から元禄五年（一六九二）の間に大宮司を務めた季明の項の「近代」「近世」という註記は、季明の最末記事が貞享三年（一六八六）であることから、これに近い時期に記されたことになる。

これらの註記を右のように考えるならば、『家譜』は季範以降、少なくとも二回の書継が行われたとみることは充分可能ではある。しかし残念なことに、書継がれていたと推定される『家譜』の祖本とでもいうべきものが、②『尊卑分脈』、③『雜書並系図』、④『熱田大宮司千秋系図』の系線や人物註記の作成に用いられた形跡がないこと、つまり千秋氏が⑤系列範信流に收められていることや大宮司補任年紀・在職期間および親昌・満範・季明三名の右註記がみられないことは、『家譜』の祖本自体の存在に肯定的な態度を示し難いのである。『家譜』は、神代から尾張氏までは『先代旧事本紀』や田島家の所伝・系図等を用い、藤原氏以降は①～④の系図を参考とともに、大宮司家や社家に伝わる文書記録類および史書・軍記物語等を利用して、新たに作成されたと理解しておくのが、今のところ穩当のようである。

では何故に『家譜』は、『尊卑分脈』系の系図と著しく異なる特徴、特に第一点である江戸期を通して大宮司であつ

た千秋氏の流を④系列範忠流として採用したのであろうか。これが次の問題である。

四

『家譜』をみると、季範を初代として子孫の世代数の最も多いのが、④系列範忠の子息野田清季流であることから、これが野田氏の一流によって作成されたことは明白である。神代→尾張氏→藤原氏（④系列野田清季流）と続く世系を、大宮司家正當の系列と意識して作成されたことは容易に認められよう。但し、江戸期の大宮司家を輩出したこの野田氏は、南北朝期以降、千秋氏を名乗るようになったことは注意をする。

そこで注目しておきたい人物が、④系列第十世代高範である。彼の実父は⑤系列第八世代範世で『尊卑分脈』に「千秋宇治江五郎範世」と記される人物であり、母は④系列第八世代季氏の娘である。この母は『園太曆』所収略系図・『尊卑分脈』では季氏の姉妹とあり、恐らく季氏の養女となつたのである。範世が越前国丹生北郡宇治江村を本拠としていたことは確実で、母も宇治江村の西に隣接する野田郷の出自の可能性がある。高範はこのような父母の間に生まれ、越前とは深い関係があつたものと思われる。⁽¹⁵⁾

ところが前出①～⑧諸系図を比較すると、系線上、高範の一世代上の人物は次のようになる。

- ⑦範世 (⑧系列) : ①
- ①政範 (⑨系列・範時曾孫) : ②③④⑦ → ⑩⁽¹⁶⁾
- ⑨女子 (④系列・季氏女) : ⑤⑥⑦ → ⑪
- ⑩女子 (⑤系列・家季女) : ⑦ → ⑫
- ⑪季氏 (④系列) : ⑧

この中で⑨⑩の女子は、前述したように同一人物である。また⑪は高範が季氏の跡を継いだことを示し、⑨と同一

に扱つてよい⁽¹⁸⁾。高範が貞和元・二年（一三四五・六）頃に千秋姓を名乗つていたことは、『園太曆』『賢俊日記』⁽¹⁹⁾に明らかであり、⑦①の千秋氏のいずれか、もしくは両者が正しい系線と考えられるが、右のように複数の記し方があることは、やはり高範に特別な事情が存在したものとみたい。『家譜』全体の中で女子の跡を継ぐ系線で記されているのは、高範のこの部分だけであり、『家譜』成立の事情がここにあるのではなかろうか。旧稿では、高範母が季氏の所領所職の一部を相続し高範に伝えたために、このような記載がされたと考えた⁽²⁰⁾。このことに関しては変更する必要はないが、いま一つ考えておきたいことがある。それは大宮司職就任の資格の問題である。

そこで再三引用している『園太曆』貞和二年十二月廿一日条を検討してみたい。

熱田大宮司事

熱田大宮司職間事、申状等加一見返獻之、此內於永能・高範者、非當職相続之流候歟、代々補任輩、望申之時、無處于對論候、其外忠広祖父忠成、雖江家異姓、為忠兼猶子補之云々、実子流無異過失者難慮乎、但行氏文書已下、雖稱相続之由、不備支証、若可被尋究歟、抑又朝重補任之時、忠氏雖訴申、依有事縁閣之云々、先日与當時所存相違、何様事候哉、所詮範重為清季余流⁽²¹⁾、相続可謂當其仁候歟、但父朝重違勅之人之由、載高範申状候哉、而如範^(重)幸所進証文者、季宣違勅狼藉之由、雖有支証、季宣・朝重違勅無所見候、尤不審候、縱又朝重雖有其^ハ、其後度々赦令、不可拘之上、範重無與同儀者、罰何可及次候哉、為社家、以堪器用之仁、可被撰補候哉旨存思給候、可令計披露給候哉、謹言、

十二月廿一日

右によると、貞和二年十一月、大宮司家一門の藤原忠広・同範重・同高範・同永能等四人が大宮司職を競望したが、洞院公賢は申状・証文・略系図等を参考にこれを銓擬し、四人の中から範重が有資格者として相応しい旨を奏聞した。その理由は大略次のようなものである。

⑦ 永能・高範は大宮司職相続の流の出自ではない。

⑧ 忠広は祖父忠成が異姓大江氏の出自であるから、実子の流（藤原氏）の人物に特に過失がなければ、その人物が大宮司職に就くことを遮ることはできない。

⑨ 範重は清季の余流であり、相続の正当性がある。

⑩（以上の点をあげ）大宮司には「為社家、以堪器用之仁」可被撰補とした。

このように、当時南朝側に立っていた○系列を除くと、Ⓐ系列の野田清季流のみが実子の流を汲む正当な系列として、公賢は判断したのである。しかし可能性としては、範重と同じくⒶ系列の忠広が選ばれる余地もあったわけであり、実際には忠広が補任されたようである。⁽²²⁾ 少なくとも大宮司を輩出することができるのは、Ⓐ系列と認識された。すなわち、ここで問題としている高範は、このとき「非當職相続之流」と規定され、永能を含めてⒷ系列自体が大宮司を輩出できない庶流の位置にあつたことを示しているのである。

ところが『園太曆』の異本（『大日本史料』第六編之十所収）には、

家季——女子——高範

兼範——範世——

と記されており、高範が母の跡を継ぐような系線の引き方に注目すべきものがあることは了解されよう。そうすると『園太曆』所収の略系図を提出したのは、恐らくⒷ系列が大宮司を輩出できない庶流であることを認識していた高範であると思われ、そこには彼がⒶ系列野田氏流の一員であることを強調する意図があつたものと考えられる。そして、この系線の引き方を『家譜』が採用したと思われる所以である。

結局このとき高範は大宮司職に就くことはできなかつたものの、その流は若干の例外を除いて大宮司を輩出することになった。では「非當職相続之流」とされた高範流から、大宮司が補任されるようになったのは何故であろうか。

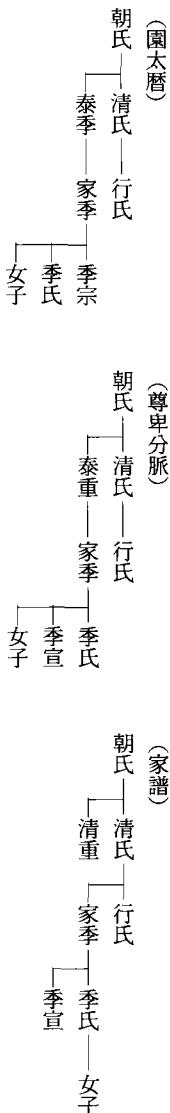
高範は建武新政・南北朝期初頭から足利尊氏の近習的立場にあり、鎌倉期に在京人であった系譜を持つ政範の跡を継ぎ、京都での活動の場が与えられていたこと⁽²³⁾、またその高範を頼り上京する一門もあったと思われ、しかも母が野田氏出自であることも加えて、室町幕府のもとで実力的には大宮司家一門の中でも最右翼の位置にあったと考えられる。

高範の孫満範は『家譜』に「野田上野守」、『熱田宮年代記』に「社務野田上野守」とあり、また室町幕府奉公衆五番衆の系譜を引き、「家譜」にはみえない千秋民部少輔季貞⁽²⁵⁾は、『看聞御記』永享七年（一四三五）六月廿九日条に「熱田大宮司職事、千秋野田ニ被補之由」とみえること等から⁽²⁶⁾、高範以降に野田氏と千秋氏との結合がなされ、野田氏が京都を中心に活動する千秋氏に包括されていったものと推察できよう。こうして高範流千秋氏がこの一門の主流となり、大宮司を輩出することになったといえよう。『家譜』の作成にあたり、大宮司家の嫡流が野田氏流であることが頗る強調されたのは叙上の理由と推定され、そこには高範とその母が大きな役割を果していたのである。

ただ以上のように述べてきたものの、『家譜』が何の目的のために正徳三年（一七一三）を遠く離れない時期に作成されたのか、今のところ全く不明とするしかない。後考に俟ちたい。

五

次に『尊卑分脈』と『家譜』の中世部分についてみておきたい。両者ともに登場する人物の系線に異同があるのは、次の部分である。参考に『園太曆』所収の略系も引用しておこう。



右によると、行氏と家季とが兄弟または従兄弟であるかの異同が系線上認められるが、『園太曆』所収の略系図が最も早い時期の成立であることを考慮すると、『家譜』の系線に問題があるかもしない。しかし、『家譜』の家季の項に別系として、「朝氏—泰重—家季」との註記があり、『家譜』作成者は、『園太曆』『尊卑分脈』もしくは同内容の系図を参考にしたにもかかわらず、これとは別の史料によってこの部分を作成したことになる。また泰季・泰重・清重は同一人物の可能性が残される。なおこの部分以外の系線をみると、人名に一部異名を記した部分があるほかは、『尊卑分脈』と『家譜』との間に大きな異同はない（勿論、先述した高範以降は除く）。

さて冒頭で述べたように、『家譜』の中世部分の人物註記について、主に『尊卑分脈』と対比し、『尊卑分脈』にみえない註記については、これまで判明した限りの史料をあげてみたい。その目的は『家譜』独自の史料を整理することにある。

まず藤原氏初代の大宮司季範についてみてみよう。

大宮司 従四位下 額田冠者^① 家紋三葉花柏、庶流不着花、実自南家武智麻呂十三世三河四郎大夫季兼子、母大宮司尾張姓員職女、謂松御前矣、前嫁季兼產季範、住參河國而為尾張國目代矣、^②于時、熱田太神宮有佐久良花神詠靈告、令季範補大宮司職、^③爾以還当家改尾張姓為藤原姓矣、委見于玉葉集、久寿二十二年卒、六十六、右に記した——部分は、『尊卑分脈』の当該人物註記およびその前後から知れる箇所である。⁽²⁷⁾ 部分は、『尊卑分脈』にはみえないものの、他の史料によって確認できる箇所である。因みに、①は『太平記』卷第十四「官軍引退箱根事」、②③は『玉葉和歌集』二十神祇歌にみえる。。。部分は、今のところ『尊卑分脈』および他の史料によって確認がとれていない箇所である。このような整理を季範の子孫について行ったのが以下の表である。

6	5	5	4	4	4
忠茂	朝氏	忠成	朝季	範忠	忠兼
大宮司 忠成嫡子、承久三年辛巳、雖未賜序宣、自閨東押テ入于社内、同七月賜序宣、 ※『尊卑』大江氏に「美濃守 従五下」とみゆ。	大宮司 野田三郎 清季孫、朝季子、建長六年甲寅四月二日賜序宣、先使〔高脱力〕桑小左衛門尉成重、康元二年間在職、 年間在職、	大宮司 五条右近大夫 刑部少輔 実閏東大膳大夫大江広元男、忠兼猶子、父備中守忠兼逝去、忌中承元二年 脱 六月廿二日賜序宣、同七月十七日披之、先使高桑三郎能景、	。旦補大宮司、鷹司冠者 ※『尊卑』に「和田義盛之乱、屬足利義氏、為義秀被殺」とみゆ。『吾妻鏡』建保元年五月一日条に「鷹司官者隔其中依相支、為義秀被害、此間義氏得遁奔走」とみゆ。	高松院咸人 皇后宮大進	大宮司 従五位下 備中守 範忠嫡子忠季子、治承二年依二位殿命、範忠讓與忠兼、初任職間三年、亦正治二年十二月十九日賜序宣、同三年正月四日始於海藏門欲披之、然称新規而於紀大夫殿神前開之、但社家等令御請施行者、同月十四日献之、承元二年閏四月十九日就閑東逝去、再任在職、 ※①②『尊卑』に「從五位上」「猶子」とみゆ。

7	6	6		6	6	6
顯広	清重	清氏	忠氏	時光	元成	早良大宮司 江判官代 忠成二男、嘉祐三年丁酉十一月賜序宣、先使江右衛門尉信俊
『家譜』『尊卑』に註記なし。	大宮司 朝氏子、清氏泰重弟云々、貞和六年前後彼職、有支証、 ※『尊卑』に清重みえず。『家譜』に泰重みえず。	野田太郎	号行命大宮司、右近將監 因幡守 忠成一(マ)男、永仁三年初任、正安一年二月廿二日還補、 ※『尊卑』に註記なし。①『張州雜志』卷第四十「熱田宮神宝部之二」に「大宮司家書曰、正安年中大宮司右近將監時光造進于神輿云々」とみえ、「大宮司家書」とは『家譜』のことか。 号秋大宮司、刑部權少輔 忠成子、嘉祐四年七月廿三日初任、文保元年再任、 逆威、犯帝業天下騷動、依于顯後醍醐天皇御陰謀、元弘元年奉移於隱岐國、因茲正慶元年六月朔日、足利殿方隨于光嚴院勅命重補大宮司、綸旨同九日中野刑部左衛門尉持參入社、着甲冑直垂於海藏門披之、祝師仲衡以下等御請申文如頃年、建武二年十二月十一日相州箱根竹下合戰、忠氏武氣太、進出雄壯之勢喚叫責戰、同北山立三葉柏紋旗、備於百騎計勢競、			

忠弘	行広	行氏	家季	7	8	忠弘
萩大宮司 常陸介 左京亮 忠氏子 ① 曰常陸入道常端 貞和三年三月初任、至同年十一月、或云、応安年中 在職。左京亮所携備前焼古器一瓶存于今、② 常端好風雅、頗阿等恒会、為歌友、	大宮司 忠弘弟、一二曰子、貞和三年十二月十一日帶院宣、	同上	同上	同上	同上	萩大宮司 常陸介 左京亮 忠氏子 ① 曰常陸入道常端 貞和三年三月初任、至同年十一月、或云、応安年中 在職。左京亮所携備前燒古器一瓶存于今、② 常端好風雅、頗阿等恒会、為歌友、
萩大宮司 常陸介 左京亮 忠氏子 ① 曰常陸入道常端 貞和三年三月初任、至同年十一月、或云、応安年中 在職。左京亮所携備前燒古器一瓶存于今、② 常端好風雅、頗阿等恒会、為歌友、	※『尊卑』に行広みえず。	※『尊卑』に行広みえず。	※『公卿補任』その他。	本名家泰、朝氏三男、一云孫、朝氏一一男泰重・野田小二郎・家季 号藤沢大宮司、日向守 刑部権少輔 永仁四年三月廿六日初任、嘉元二年二月再任、同三年正月解任、延慶三年十二月廿日重任、正和三年甲寅十二月御遷 宮。① 延文三年四月廿九日、依于足利尊氏卿逝去、家季入道、	大宮司 常陸介 朝氏孫 清氏子、実忠成子、弘安七年八月補任、九月入部、正応二年二月六日、職間一ヶ月、同六年六月再任、	大宮司 常陸介 朝氏孫 清氏子、実忠成子、弘安七年八月補任、九月入部、正応二年二月六日、職間一ヶ月、同六年六月再任、

萩大宮司 忠弘子、② 永和・康暦・永徳有証書

※『尊卑』に「元徳補之」とみゆ。

大宮司 号毛利四郎、忠成子時光、顯広・経広、大江 嘉曆三年十二月賜序宣、先使伊賀七郎、元徳元年季宣自補任之時、有對論、朝重猶不用之、仍以関東御教書、為守護御使被打渡、朝重退出、同元徳二年正月廿日経広入社、

※『尊卑』に「元徳補之」とみゆ。

※『尊卑』に康広みえず。①②『熱田宮年代記』(『熱田神宮史料』造営遷宮編上巻)。

10	9	9	9	8		8	8		
貞範	女子	高季	範重	季宣		季宣	朝重		
① 野田大宮司 内匠頭 応永廿六年六月十七日御遷宮供奉立列、代管領吉賀和美作入道建照・同左衛門尉季泰、	『家譜』に註記なし。父は季氏。『尊卑』に「高範母、千秋宇治江五郎範世妻」とみえ、父は家季。	大宮司 季氏〔子脱〕 建武三年十二月廿六日高季入宮社、至貞和三年在職、	野田太郎 大宮司 常陸介 朝重子、 ① 貞和・貞治職間有証書、	大宮司 文保二年十月廿日初任、七歳着狩衣、夜陰遂神持、亦元德元年己巳八月廿五日賜序宣、先使小木四郎右衛門尉、然朝重不用之故、不入社而帰矣、其中間季宣逝去、即以其弟欲続彼職又卒、一記、季宣元德元年八月廿五日被下院宣、神職中雖為披見之、彼地依于遠境、不能入宮中、同正月廿日毛利四郎大江経広初任、		大宮司 上野介 家季嫡子、季宣兄、 ① 建武二年職間有証書、 ② 暫心三年、脇屋刑部卿義助、自美濃国根屋城郎召連七十三人微服潛行、而落于尾張 季宣	大宮司 毛受八郎 行氏子、野田八郎 元応元年己未父行氏逝去、忌中賜序宣、先使人社、國波豆崎、於大宮司城十余日滯留、	大宮司 毛受八郎 行氏子、野田八郎 元応元年己未父行氏逝去、忌中賜序宣、先使人社、	

※①文和二年十一月十三日「熱田大宮司藤原綾忠広楠木御前祢宜職充行状」(『熱田神宮文書』千秋家文書上巻)。②『太平記』卷二十二「義助被參芳野事并隆資卿物語事」。

※『尊卑』に貞範みえず。①『応永二十六年大宮御遷宮供奉人差出』・『応永二十六年大宮遷宮祝詞』（『熱田神宮史料』造営遷宮編上巻）・『熱田宮年代記』。

田神宮史料』造営遷宮編上巻）・『熱田宮年代記』。

重季
高範
大宮司代
千秋掃部助
高季子云々
応永二十余年、為社務代管領、

※『尊卑』に重季みえず。

左衛門尉①
大宮司所望、実季範八世千秋宇治江五郎範世子、母高季妹②、為与父母季範後胤故所望、
之、③康永三年十月、二条為明卿・冷泉為秀卿・足利尊氏卿・同直義・高師直・頼阿・兼好二十余輩、紀州高野山奉納和歌、高範同列詠焉、

※『尊卑』では高範以降を⑧系列子孫範時の曾孫政範の子孫とする。①②『園太曆』貞和二年十二月廿一日条。③『高野春秋』康永三年三月十八日条。『直義金剛三昧院奉納和歌』康永三年十月八日。

惟範
康永四年八月廿九日天龍寺供養、將軍參詣惟範供奉人、

※『尊卑』に「三郎」とみゆ。①『園太曆』貞和元年八月廿九日条。

大宮司代
左衛門尉高範弟云々、至徳・嘉慶・康応・明徳施行、

※『尊卑』に常季みえず。

高範子経季・満範、從五位上 左近将監 駿河守 刑部少輔 法名淨善、

※『家譜』に経季の名脱、註記のみみゆ。

① 大宮司 野田上野守（介力） 従五位上 左近将監 駿河守 刑部少輔 法名道珍、
② 応永四・五年任之近。

12
満範

経季

常季

惟範

康永四年八月廿九日天龍寺供養、將軍參詣惟範供奉人、

※『尊卑』に「三郎」とみゆ。①『園太曆』貞和元年八月廿九日条。

大宮司代
左衛門尉高範弟云々、至徳・嘉慶・康応・明徳施行、

※『尊卑』に常季みえず。

高範子経季・満範、從五位上 左近将監 駿河守 刑部少輔 法名淨善、

※『家譜』に経季の名脱、註記のみみゆ。

大宮司 野田上野守（介力） 従五位上 左近将監 駿河守 刑部少輔 法名道珍、
応永四・五年任之近。

15	14	14	13
政範	季国	勝季	持季
① 大宮司 從五位上 駿河守 刑部少輔 千秋左近將監 法名祥運 勝季子 宝徳 文徳之間 有証書等	② 大宮司代 加賀守 勝季弟云々 及于晚年 白千秋月柄 常好歌詠 都鄙譽之 ③ 応仁二年 十一月廿六日 社家 所持之有証書等	① 大宮司 從五位上 左近將監 駿河守 刑部少輔 持季子 ② 長祿二年 卯月廿八日 御遷宮 供奉立列如先式 管領社家奉行 千秋掃部助 季康	① 大宮司 從五位上 左近將監 駿河守 刑部少輔 法名常保 満範子 ② 永享年中 職掌 ※①② 『熱田宮年代記』・永享三年八月廿八日「熱田大宮司千秋持季楠木社称宣職補任狀」(『熱田神宮文書』千秋家文書上卷)。
※①② 『尊卑』に季国みえず。①③応仁二年十一月廿六日「熱田社社務代千秋季國下知状写」。②延徳二年十一月十三日「熱田大宮司代千秋季國下知状写」(ともに『熱田神宮文書』千秋家文書上卷)。	※①②③ 『熱田宮年代記』・『伺事記録』延徳二年九月一日条。	※①② 『長祿二年熱田大神宮渡用御殿御遷宮供奉人差定』(『熱田神宮史料』造営遷宮編上卷)。	代天下乱世未静治、雖補彼職在都、偶往復于宮社、猶遙授官、故沙弥全寿・法眼良珍類族如家臣、恒掌於祭祀・公事等。

												3	憲朝
範昌	季茂	範時	範成	範俊	親季	実豪	憲行	信雅	高松院藏人	千秋	駿河守	本名有範、後改信綱、属関東、	
藏人	左近将監	従五位下	藏人	出羽守	※『尊卑』に「星野」とみゆ。	少僧都 権僧都〔正力〕	『家譜』「尊卑」に註記なし。『尊卑』に「左馬助 大学助」とみゆ。	『家譜』「尊卑」に註記なし。『尊卑』に「右馬助 下野守」とみゆ。	智泉坊阿闍梨院昭灌頂弟子、	上西門院藏人	左衛門大夫	本名範行、※『尊卑』に「使」とみゆ。	

												4
6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	範継
範宗	範宗	雅範	忠茂	忠能	孝泰	範頼	範康	義範	範親	親盛	進士大夫	改範季、
藏人	上野介	上野介	六波羅評定衆	六波羅評定衆	号篠田、長門守	※「尊卑」は能茂。	『家譜』に註記なし。『尊卑』に「二宮藏人」とみゆ。	『家譜』「尊卑」に註記なし。	『家譜』「尊卑」に註記なし。	從五位下	號蜂屋冠者、	從五位下

8	8	8	8		7	7	7	7	6	6	範政
信能	国茂	範明	範世	永能	左衛門尉 左近將監 刑部少輔 從五位下 昇殿 依所望補大宮司、 ①	政範	兼範	保能	刑部少輔 參河守 昇殿	『家譜』に註記なし。『尊卑』に「藏人」とみゆ。	
四郎	大宮司	依告夢想	一旦補之、	『家譜』『尊卑』に註記なし。 ※①『園太曆』貞和二年十二月廿一日条。	『家譜』『尊卑』に註記なし。 『家譜』に註記なし。『尊卑』に「左衛門藏人 左衛門尉 使」とみゆ。 『家譜』に註記なし。『尊卑』に「三河守 藏人」とみゆ。 『家譜』に註記なし。『尊卑』に「藏人」とみゆ。	高能	『家譜』『尊卑』に註記なし。	『家譜』『尊卑』に註記なし。	『家譜』『尊卑』に註記なし。	『家譜』『尊卑』に註記なし。	

7	7	7	6	6	6	6	5
親昌	宗範	範春	女子	範広	範行	忠能	能範
大宮司 摶津守 範広一男、正和五年五月九日初任、一記、自文保元年五月至同七月、亦記、正慶二年七月廿一日。	号大喜大宮司、範広嫡子、伯耆守。文永二年十二月舉補、範広存生時也。同八年十二月再任、弘安八年十一月還補。十二月廿五日入部、正應三年三月廿八日還補、職間三年、永仁五年二月五日還補、合五ヶ度重任、 ^① 正應四年二月二日祈年祭・十二所祭、夜半太神宮自内院出火回祿、宮社暫退転、于時從主上造建、同十二月廿六日御遷宮、	大宮司 不入社、範行子、正應五年四月初任、	内裏女房 大輔局	大宮司 能範嫡子、承久京方被棄捐、伯耆守。宝治二年戊申三月十一日父逝去、葬送日賜序宣、次年建長元年四月二日披之、在職八ヶ年、亦康元二年丁巳正月十一日賜序宣還補、先使六郎兵衛尉信広、雜色友弘、	大宮司 但馬藏人 範直子、文永八年五月補任、承久參京方、永被棄捐、	一旦大宮司、從五位下 左近將監	大宮司 号後薦野、保範二男、嘉祿元年七月賜序宣、九月入部、先使藤馬允信光、雜色友弘、嘉禎四年戊戌閏二月還補、或「先カ」使矢田左近將監、
※『尊卑』に「承久參京方、永被棄捐」とみゆ。	※『尊卑』に註記なし。	※『尊卑』に「佐渡守」とみゆ。①『帝王編年記』正應四年二月二日条。					

3	2		9	8	8	
範仲	範綱	D系列	昌胤	昌能	永範	
安芸守	大學助大夫	範綱流	大宮司	南朝祇候、宗範二男、永範弟、元弘元年八月七日入彼宮、至建武元年在職、 ^① 延元元年五月十九日主上山門臨幸、昌能供奉、 ^{※①『太平記』卷十七「義貞北國落事」(毛利家本・金勝院本)}	大宮司 永範〔子脱〕、延慶二年七月廿五日舉補大宮司、一云、自同二年三月十二日再任、至文保元年五年在職、 ^① 正慶〔建武〕二年八月、朝敵北條高時二男相模二郎時行於鎌倉暫戰、負落下尾張國、于時大宮司昌胤生捕之、遣于京都、 ^{※『尊卑』に昌胤みえず。①『太平記』卷十三「足利殿東国下向事付時行滅亡事」。}	大宮司 宗範嫡子、永仁六年四月廿日舉補、正安三年正月廿三日再任、乾元二年七月廿六日還補、嘉元三年正月廿六日還補、德治二年五月重任、 ^{※①『太平記』卷十九「追奥勢跡道々合戦事」。}
安芸守	※『尊卑』に「安芸權守」とみゆ。					

E系列 範智流

2
範智

法眼
日長三位

※『尊卑』に「号栗田口、又寺深井、藤九郎盛長々人云々」とみゆ。範智の子孫五代十九人『尊卑』にみゆ。

F系列 長運流

2
長運

栗田口法眼長運

※『家譜』は「三郎」とする。『尊卑』に「諸寺執行」とみゆ。長運の子孫二代四人『尊卑』にみゆ。

G系列 祐範流

2
祐範

三河法橋祐範 ※『家譜』は「七郎」とする。祐範の子孫二代五人『尊卑』にみゆ。

H・I・J・K系列 女性

2
女子

上西門院女房 千秋尼

2
女子

待賢門院女房 千秋尼 大進局

2
女子

下野守源義朝妻、右大将頼朝卿母、

2
女子

左馬頭源隆保朝臣母、

2
女子

右表によつて次のようなことが知られる。

④『尊卑分脈』『家譜』とともに記された人物の官位官職は、若干名を除いてはほとんど一致すること。

①『家譜』には、明らかに後世の史書、軍記物語類等を採用した箇所があること。因みに『太平記』が用いられた人物、忠氏・季氏・親昌・昌能・昌胤の註記は、すでに小島鉢作博士が指摘されたように、すべて昌能の記事と解すべきであり、『家譜』作成者の操作とみなければならない⁽²⁸⁾。このような類の史料が用いられている部分は、慎重な吟味が必要である。

②『家譜』には、大宮司家の所有した文書記録類から傍証できる部分があること。

⑤今のことろ傍証できない『家譜』独自の註記があること。その多くは、大宮司職補任・在職期間に関係している。

③『家譜』には、④系列範智流・⑤系列長暹流・⑥系列祐範流の次世代以降が省略されていること。それはこの三流が僧籍の家柄であつたためと考えられる。

⑦『尊卑分脈』に記されていない④系列千秋持季の子息季国の流、すなわち明治初期まで大宮司を輩出した流が『家譜』に記されていること。因みに季国の子季通は、山科言継の日記『言継卿記』天文二年（一五三三）七月廿八日条に、「千秋左近将監季通奉公千秋庶子熱田神人与（大宮司）」とみえ、庶子の位置にあつた。そのために『尊卑分脈』にみえないものであろう。

六

おわりに今後の課題について述べておきたい。右に記した『家譜』の人物註記で、特に問題となるのは④である。中世の大宮司職補任については、本家職を持つ皇室による補任⁽²⁹⁾、時の権力者の保証による「譲」による場合⁽³⁰⁾、国司庁宣による補任⁽³¹⁾等の見解が出されている。これは中世全期を通して、それぞれが一貫性を持って行われた補任形態では

なく、政治情勢によって左右されたのである。しかし、その補任年紀・形態・在職期間等の多くは、『家譜』の註記に求めざるを得ないのが現状である。また熱田神宮および旧大宮司家には、現在一通の補任状も伝わっておらず、僅かに『諸状案文』に文明十六年（一四八四）八月廿七日付「足利義尚御判御教書」（『大日本史料』第八編之十六所収）がみえる程度であり、その傍証は頗る困難を伴っている。ただ大宮司の発給文書・遷宮記録類・京都の日記類等によつて、『家譜』の記載する在職期間に大宮司であつたことを証明できる場合もある。更なる古記録類の精査を痛感するところである。また厳密にするならば、『尊卑分脈』と一致する註記についても傍証をとらねばならないであろう。

本稿はその前段階として述べてみたものであり、従つてこれは中間報告である。というのも、現在熱田神宮で整理翻刻が進められている『熱田神宮文書』『熱田神宮史料』の逐次刊行、とりわけ前者は権宮司家田島・馬場両家の旧蔵文書の近刊が予定されており、『家譜』を更に傍証する材料が得られると思うからである。以上、千秋家文書編纂を担当した一人として、同書下巻の巻頭解説を補足することによって、その責の一端を塞いだ次第である。

註

- (1) 千秋家旧蔵、現熱田神宮所蔵。
- (2) 『熱田神宮文書』千秋家文書下巻所収（熱田神宮宮庁、一九九二年）。
- (3) 前註（2）および『神道大系』神社編「熱田」所収（神道大系編纂会、一九九〇年）。
- (4) 『張州雑志』巻第三十四所収。
- (5) 前註（2）に同じ。
- (6) 拙稿^④「十一～十三世紀の熱田大宮司家とその一門」（『神道史研究』三九一、一九九二年）、^⑤「熱田大宮司家の一側面—軍事行動を中心として—」（『軍事史学』二六一四、一九九一年）、^⑥「熱田大宮司家と足利将軍家」（『神道古典研究』一三、一九九一年）。

(7) 『塙尻』卷二十所収。

(8) この間の事情については、拙稿「織豊期における熱田大宮司家領の変遷—千秋季信を中心に—」(皇學館大學史料編纂所報『史料』一〇四、一九八九年)を参照。

(9) これは『雜書並系図』自体の成立年代ではなく、系図そのものの成立としておきたい。なお季明まで数代の間、大宮司の官位叙任が途絶えていたが、寛文十年に季明が從五位下を勅許されたことも、この系図作成に関係があると思われ、その場合の成立年代は寛文十年にごく近い時期であるう。

(10) 「元禄七年熱田大宮司家記録について」(『熱田神宮文書』千秋家文書中巻巻頭解説、熱田神宮宮庁、一九八九年)。

(11) 『神道大系』神社編「熱田」所収(神道大系編纂会、一九九〇年)。

(12) 『張州雑志』巻第三十六所収。

(13) 「評(督)に関する新史料五点」(『日本上古史研究』一一、一九五七年、のち同博士著作集⁶『律令制の諸問題』に再録、国書刊行会、一九八六年)。

(14) 「尾張三宮熱田社領の形成と構造」(『日本歴史』二九四、一九七一年)。

(15) 前註(6)拙稿④。

(16) (17) 『系図纂要』所収(ア)「藤原朝臣姓熱田大宮司」には、本文①②の部分に二度登場する。これは『尊卑分脈』系、

『家譜』系両者を採用したためであり、従って『尊卑分脈』にみえる高範以降晴範までの人物も二度記されている。

(18) 『熱田大宮司千秋家系』には、

季氏——女子(高範母)

——高範

とある。このような例として『家譜』『家系』には、

員職——女子(季範母)

——季範

とみえている。

(19) 貞和元年八月廿九日条に、足利尊氏の天龍寺供養に供奉して、「於仏殿辰巳角軒、取布施<sub>千秋左衛門大
夫高範伝之</sub>」とある。

(20) 貞和一年三月廿日条に、「千秋右衛門_{左衛門}大夫高範、自將軍為御使來臨」とある。

(21) 前註（6）拙稿○。

(22) 『熱田神宮文書』千秋家文書上巻（熱田神宮宮庁、一九八三年）所収の文和二年十二月十二日「熱田大宮司藤原萩忠広
楠木御前称宣職充行狀」解説文参照。

(23) 前註（6）拙稿○。

(24) 『熱田神宮史料』造宮遷宮編上巻（熱田神宮宮庁、一九八〇年）、『神道大系』神社編「熱田」（神道大系編纂会、一九九〇年）所収。

(25) 千秋民部少輔季貞が奉公衆であることは、前註（6）拙稿○参照。

(26) 「千秋野田」が季貞であることは、藤田英孝「室町時代の熱田大宮司職の補任について」（『神道大系』月報92、一九九〇年）を参照。

(27) 「尊卑分脈」の註記を他の史料によって傍証できる箇所もあるが、全て割愛した。

(28) 「建武中興と熱田宮——熱田宮の官社列格問題の考察——」（『建武』三一一、一九三八年）。

(29) 小島鉢作「中世における熱田社領——社会経済的発展の基盤と領知制——」（『神道史研究』七一六、一九五九年、のち同博士著作集第三巻「神社の社会経済史的研究」に再録、吉川弘文館、一九八七年）。

(30) (31) 前註（14）上村喜久子論文。

(追記) 『千秋家文書』下巻翻刻、本稿執筆に際し、旧大宮司家当主千秋季孝氏は貴重な諸系図の閲覧を度々許可され、また同令息季頼氏・熱田神宮文化研究員福井款彦氏には多くの助言をいただいた。ここに記して謝意を表したい。（平成四年九月四日、初校に際して）